

先日、遅ればせながらマイナンバーカードを作成するために交付申請を行ってきました。マイナンバーカードを作成すると利用できるマイナポータルでは、年末調整の準備やマイナポイントなど様々なサービスが提供される予定です。今手続きをすれば年末までにはカードが手に入るだろうと安易に考えていたのですが、最近では申込者が多いためカードが手元に来るのが姫路市は3ヶ月待ちとの事。マイナンバーカードの作成を検討されている方はお早めにご検討下さい。

ひとり親控除と寡婦控除

令和2年分の所得税の計算より「ひとり親控除」というものが創設されました。従前から寡婦（又は寡夫）控除といって、離別又は死別後に再婚していない人で扶養している子供がいる場合などでは一定の控除を受けられていましたが、この控除は結婚していた人が離婚や配偶者の死亡によりひとり親となった場合などが要件となっており、結婚せずにひとり親となっている人は対象ではありませんでした。そのため、結婚せずに一人親となっている人も控除を受けられるように改正が行われました。※寡婦は女性を指し、寡夫は男性を指します。

ひとり親控除の対象となる人の範囲

ひとり親とは、原則としてその年の12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。

- (1) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
- (2) 生計を一にする子供がいること。
この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。
- (3) 合計所得金額が500万円以下であること。

寡婦控除の対象となる人の範囲（令和2年分以後）

寡婦とは、原則としてその年の12月31日の現況で、いわゆる「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。

- (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。

なお、上記の寡婦控除の対象となる人の範囲（令和2年分以後）はあくまで女性だけが控除の対象で、男性は控除の対象になっていません。従前の寡婦控除と寡夫控除も女性の方が控除を受けやすく、男性が不利の内容となっていました。昨今の男女平等が叫ばれる中、今回の改正で男女平等になるかと思いきや、女性が有利な控除のみ残る形となりました。



マイナポイント

「マイナポイント」はマイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービス（※）でチャージやお買い物をすると、そのサービスで、ご利用金額の25%分のポイントがもらえる仕組みです。（一人あたり5,000円分が上限です）

マイナポイントは選んだ決済サービスのポイントとして、付与されます。

※QRコード決済（○○Pay）や電子マネー（交通系のICカードなど）、クレジットカードなどのことです。

[マイナポイント取得までの流れ]

①マイナンバーカードを取得する

マイナンバーカードは、申請から交付までに時間がかかりますので、お早めの申請をお勧めします。

②スマホやパソコンからマイナポイントを予約・申込をする

マイナポイントの予約によりマイキーIDが設定されます。

マイナポイントの予約者数が予算の上限に達した場合には、マイナポイントの予約を締め切る可能性があります。

ご希望のキャッシュレス決済サービスが、マイナポイント事業に参加している必要があります。申込み後に別のキャッシュレス決済サービスに変更することはできません。

③選んだ決済サービスでチャージか買い物をすると、利用額の25%分のポイントが付与される

2020年9月1日から2021年3月31日までのチャージ又は買い物が付与の対象です。

ポイント付与のタイミングや付与されたポイントの有効期限などについては、決済サービスによって異なります。

マイナポイントはどの決済サービスのポイントを受け取るかを自分で選択します。

決済サービスによってはポイントを上乗せ付与しているところもあります。



マイナポイントについての詳細は下記をご参照ください。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車で越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

